

徳島市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る随意契約取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条第 1 項に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づいて、物品等の調達を行うにあたって、必要な事項を定め、もって事務の円滑な取扱いに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達方針 障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針をいう。
- (2) 障害者就労施設等 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。
- (3) 物品等 物品及び役務をいう。
- (4) 共同受注窓口 徳島市障害者就労施設等登録要綱第 4 条第 2 項に規定する共同受注窓口をいう。

(基本方針)

第3条 調達方針に基づいて、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するにあたっては、調達の目的を達成するとともに、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約手続きにおいても、その公正性、透明性及び経済性を確保するものとする。

2 調達方針に基づいて、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するにあたっては、高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の施策との調和を図るものとする。

(調達の推進の対象とする障害者就労施設等の範囲)

第4条 調達方針に基づいて、物品等の調達の推進の対象とする障害者就労施設等の範囲は、当分の間障害者就労施設等のうち次の各号に定めるもの及び共同受注窓口であって、徳島市障害者就労施設等登録要綱に基づいて、登録されたものとする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設
- (4) 障害者地域共同作業所
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に掲げる事業所(同令第 1 条第 2 号イに掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が 2 人以上で、同号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを含むものとする。)
- (7) 在宅就業障害者(ただし、徳島市障害者就労施設等登録要綱第 4 条第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事業所において就業する、又は当該事業所から発注を受けて業務を行う者を除く。)
- (8) 在宅就業支援団体

(随意契約の範囲)

第5条 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために活用する、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 21 条の 13 第 1 項第 1 号の適用の範囲並びに調達の相手方とする障害者就労施設等及び共同受注窓口の範囲は、次の表に定めるところによる。

区分		予定価格	調達の手相手方
物品	各種イベントの記念品等であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が供給可能なもの	150万円以下	障害者就労施設等又は共同受注窓口
	その他の物品であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が供給可能なもの	150万円以下	障害者就労施設等又は共同受注窓口
	保健福祉施策に関する印刷であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が対応可能なもの	200万円以下	障害者就労施設等又は共同受注窓口
役務	清掃、デザイン等であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が対応可能なもの	100万円以下	障害者就労施設等又は共同受注窓口

2 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために活用する、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の適用の範囲及び調達の相手方とするものは、次の表に定めるところによる。

区分		予定価格	調達の手相手方
物品	保健福祉施策に関する印刷であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が対応可能なもの	200万円超	共同受注窓口
役務	清掃、デザイン等であって、障害者就労施設等又は共同受注窓口が対応可能なもの	100万円超 300万円以下	共同受注窓口

(見積書の徴取)

第6条 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定に基づいて、障害者就労施設等又は共同受注窓口と随意契約しようとするときは、徳島市契約規則(平成3年徳島市規則第5号)第23条の規定に基づいて、なるべく2以上の障害者就労施設等又は共同受注窓口から見積書を徴するものとする。ただし、同号の規定に基づいて、障害者就労施設等又は共同受注窓口と随意契約しようとする場合であっても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する性質を有するものについては、予算執行伺書等に理由を付して、1の障害者就労施設等又は共同受注窓口から見積書を徴することで足りるものとする。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定に基づく随意契約)

第7条 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に基づいて、共同受注窓口と随意契約しようとするときは、徳島市契約規則第22条の2の規定及び「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約を締結する場合の手続きについて」(平成20年10月23日付管財課長通知)に定める手続きに従うものとする。

(予算執行伺書等への表示)

第8条 調達方針を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号若しくは第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号若しくは第3号の規定に基づいて、随意契約しようとするときは、契約担当課を介するものかどうかにかかわらず、予算執行伺書等の摘要欄に、「障害者優先案件」と表示し、調達方針に基づく調達であることを明らかにするものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。